

令和2年度は次のとおり改正されます。安定した医療制度運営のため、ご理解をお願いします。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割額の軽減割合		
	本来の軽減	令和2年度	令和3年度
平成31年度における8.5割軽減の区分 33万円以下	7割	改正 7.75割	7割
平成31年度における8割軽減の区分 うち、世帯の被保険者全員の各種所得なし (ただし、公的年金控除額は80万円として計算) ※特別控除(15万円)はありません		改正 7割	
「33万円+ 改正 28万円5千円 × 被保険者数」 以下	5割	5割	
「33万円+ 改正 52万円 × 被保険者数」 以下	2割	2割	

- 均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額となります。ただし、譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。また、7割軽減判定時を除き、年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円(65歳以上の方のみ適用)を差し引いた金額となります。なお、軽減判定日は4月1日または資格を取得した日となります。
- 平成31年度に8割軽減の対象であった所得区分の人(平成30年度は9割軽減の対象であった所得区分の方)は、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化などの対象となっています。(ただし、住民税課税世帯の方は対象となりません。また、年金生活者支援給付金の支給額は年金保険料の納付実績に応じて異なります。)
- 8.5割軽減の対象であった人は、年金生活者支援給付金の支給対象とならないこと等を踏まえ、激変緩和の観点から、平成31年度は8.5割軽減に据え置かれていました。

②被用者保険の被扶養者であった方の保険料「均等割額」の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった人は、所得割額の負担はありません。均等割額は、**制度に加入後2年経過するまでの間に限り**5割軽減となります。(ただし所得が低い方に対する軽減にも該当する人については、いずれか大きい軽減が適用されます。)

※被用者保険とは…協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称(国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません)

●保険料の納め方について

保険料の納め方は、年金からお支払いいただく「特別徴収」と、口座振替や納付書でお支払いいただく「普通徴収」があります。

①年金からのお支払い「特別徴収」

年金の受給額が年額18万円以上の人で、介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない場合は、年金からお支払いいただきます。

②口座振替や納付書によるお支払い「普通徴収」

特別徴収とならない人は、養老町から送付される納付書や、口座振替によるお支払いとなります。保険料のお支払い忘れがなく、便利な口座振替をおすすめします。

●保険料の納付方法を特別徴収(年金から納付)から口座振替に変更できます

保険料を年金からお支払いいただいている人は、口座振替によるお支払いに切り替えることができます。お手続き方法などにつきましては健康福祉課にお問い合わせください。

●保険料の納付が難しいとき

健康福祉課では保険料の納付に関する相談を受付しています。失業や災害などで納付が困難な場合はお早めにご相談ください。十分な収入・資産などがあるにもかかわらず保険料を納めない場合には、法律の定めにより滞納処分が行われることがあります。

●確定申告期限の延長期間に申告した人へ

毎年7月中に8月からの新しい保険証や新年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書をお送りさせていただいておりますが、確定申告の延長期間に申告された人については、保険証に記載のある負担割合(1割、3割)の判定や保険料の計算に必要な所得情報、作成時に間に合わない可能性があります。

その際は確定申告の所得情報がない状態で作成された保険証や後期高齢者医療保険料額決定通知書を一旦送付させていただき、後日、保険証の差替えや保険料の変更が発生する可能性があります。

また、保険料の変更をした場合、今まで特別徴収(年金からの天引き)で納付していただいた方について、普通徴収での納付に切り替わることもあります。

健康福祉課 ☎32-1105